

○経済産業省令第五十五号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、並びに火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（製造営業の許可申請）</p> <p>第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業</p>	<p>（製造営業の許可申請）</p> <p>第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業</p>

業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の

業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の

長)。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項、第五項及び第六項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。)に提出しなければならぬ。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。

長)。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。)に提出しなければならぬ。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。

(製造業者に係る軽微な変更の工事等)

第八条 法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場又は廃薬焼却場
- (以下「工室等」という。)内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替え

(第二条第一項の火薬類製造営業許可申請書に添付された事業計画書の記載事項の変更を

(製造業者に係る軽微な変更の工事等)

第八条 法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場又は廃薬焼却場
- (以下「工室等」という。)内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの

工事

要するものを除く。次号及び第五号において同じ。)の工事

イ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の設備

ロ 暖房設備

ハ・ニ (略)

(削る)

ホ (略)

(削る)

(新設)

イ 暖房装置

ロ・ハ (略)

ニ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材

ホ (略)

一の二 移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部

材の取替えの工事

(新設)

二 工室等の床面の材料の取替えの工事であつて、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

三 工室等内の照明設備をエル・イー・デイ
ー・ランプ又はエル・イー・デイー・電灯器具に変更する工事であつて、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

(削る)

一 三 工室等内の設備のうち、照明設備の変更の工事であつて、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

二 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの

四 (略)

五 移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部材の取替えの工事

六 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の変更の工事

七 (略)

2 (略)

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更)

工事

三 (略)

(新設)

(新設)

四 (略)

2 (略)

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更)

の工事等)

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該

当するものの取替え(前条第一項の火薬庫設

置等許可申請書に添付された火薬庫工事設計

明細書の記載事項の変更を要するものを除

く。次号及び第五号において同じ。)の工事

であつて、当該取替えの工事の際火薬類が爆

発し、又は発火することを防止するための措

の工事等)

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該

当するものの取替えの工事であつて、当該取

替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火す

ることを防止するための措置を講じたもの

置を講じたもの

イ 入口又は窓を構成する扉、錠その他の設備

ロ・ハ (略)

(削る)

二 火薬庫の内面の建築材料の取替えの工事であつて、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

三 火薬庫内の照明設備をエル・イー・デイ

ー・ランプ又はエル・イー・デイー・電灯器

(新設)

イ・ロ (略)

ハ 内面の建築材料

(新設)

一の二 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの変更の工事であつて、当該

具に変更する工事であつて、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

(削る)

(削る)

四 火薬庫内の設備のうち、警鳴装置（感知部に限る。）の変更の工事であつて、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

五 火薬庫の通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒若しくは屋根の外面又は地下に設置する

変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ 照明設備

ロ 警鳴装置

(新設)

二 火薬庫の屋根の外面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤

一級火薬庫の放爆用トンネルの地上の開口部

上面の金網の取替えの工事

六 火薬庫外の設備のうち、照明設備、警戒設備又は警鳴装置の変更の工事

七 地上に設置する覆土式一級火薬庫の覆土の

表面、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の変更の工事

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都

の頂部の取替えの工事

三 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

(新設)

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都

道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項、第五項及び第六項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）に提出しなければなら
ない。

（簡易土堤）

道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

（簡易土堤）

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあつては、前条第一号から第三号まで及び第七号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならぬ。

一 二 (略)

三 簡易土堤の頂部は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるもので覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

(指定完成検査機関が行う完成検査の申請等)

第四十二条 (略)

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあつては、前条第一号から第三号まで及び第七号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならぬ。

一 二 (略)

三 簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

(指定完成検査機関が行う完成検査の申請等)

第四十二条 (略)

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二第二項及び第八項、第十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄す

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二第二項及び第六項、第十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄す

る産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(特定施設の範囲等)

第四十四条の二 (略)

2 法第三十五条第一項本文の経済産業大臣若しくは都道府県知事が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年(土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年)に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、使用を休止した特定施設又

る産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(特定施設の範囲等)

第四十四条の二 (略)

2 法第三十五条第一項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査は、一年(土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設又は火薬庫であつて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は

は火薬庫であつて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け、又は自ら行ったことのない特定施設又は火薬庫にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該特定施設又は当該火薬庫を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年以上）であるもの（以下「休止施設等」という。）にあつては、この項本文の規定にかかわらず、当該休止

当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあつては、完成検査）を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行った日から当該特定施設又は当該火薬庫を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年以上）であるもの（以下「休止施設等」という。）にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

施設等を再び使用しようとする日までに、保安検査を受け、又は自ら行えば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の回数で同項の保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を受け、又は自ら行わなければならない。

4 前回の保安検査の日から一年を経過した日
(土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年

3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を行うものとする。

(新設)

を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者にあつては、基準日の前後三月以内）に第二項の保安検査を受け、又は自ら行った場合にあつては、基準日において当該保安検査を受け、又は自ら行ったものとみなす。

5| 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者を除く。）は、前

4| 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日

回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行ったものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、三年を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

又は前回の保安検査について第六項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二

項の保安検査を受けようとする認定完成検査実

施者又は認定保安検査実施者は、前回の保安検

査の日から一年二月を超えない日（土堤、簡易

土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつ

ては、三年二月を超えない日、休止施設等に

あつては、当該休止施設等を再び使用しようと

する日の三十日前）までに、様式第十八の保安

検査申請書を、製造所の所在地を管轄する産業

保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都

道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

7| 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならぬ。

8| 9| (略)

(指定保安検査機関が行う保安検査の申請等)

第四十四条の三 前条第二項から第八項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用

5| 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならぬ。

6| 7| (略)

(指定保安検査機関が行う保安検査の申請等)

第四十四条の三 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用

する。この場合において、同条第二項、第五項、第六項及び第八項の規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣若しくは都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第八項中「産業保安監督部長又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替

する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

えるものとする。

(電気発破)

第五十四条 電気発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～八 (略)

九 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所

(電気発破)

第五十四条 電気発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～八 (略)

九 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所

で実施すること。ただし、一ミリアンペア以下の電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合には、この限りでない。

十 (略)

(受験者の区分)

第七十五条 火薬類製造保安責任者試験を受けようとする者は、左の各号に区分する。

一～四 (略)

で実施すること。ただし、電気雷管が爆発するおそれがない電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合には、この限りでない。

十 (略)

(受験者の区分)

第七十五条 火薬類製造保安責任者試験を受けようとする者は、左の各号に区分する。

一～四 (略)

<p>検査項目</p>	<p>完成検査の方法</p>	<p>別表第一（第四十四条第一項関係）</p> <p>五の二〇七（略）</p> <p>五 学校教育法による高等学校、高等専門学校若しくは専修学校（同法第百二十五条の二に規定する<u>特定専門課程</u>に限る。）、旧専門学校令による専門学校又は経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した学校の工業化学に関する学科を専修して卒業した者（前号に掲げる者を除く。）</p>
<p>検査項目</p>	<p>完成検査の方法</p>	<p>別表第一（第四十四条第一項関係）</p> <p>五の二〇七（略）</p> <p>五 学校教育法による高等学校、高等専門学校若しくは専修学校（同法第百三十二条に規定する<u>専門課程</u>に限る。）、旧専門学校令による専門学校または経済産業大臣がこれらと同等以上と認めて指定した学校の工業化学に関する学科を専修して卒業した者（前号に掲げる者を除く。）</p>

<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一〇十九の四</p> <p>(略)</p> <p>二十 第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房</p> <p>設備</p>	<p>一〇十九の四 (略)</p> <p>二十 危険工室内の暖房設備について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措</p>
<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一〇十九の四</p> <p>(略)</p> <p>二十 第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房</p> <p>装置</p>	<p>一〇十九の四 (略)</p> <p>二十 危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措</p>

別表第三（第四十四条の五第一項関係）	2・3 (略)	二十一～四十一
	(略)	置の状況を、目視等 又は図面により検査 するとともに、燃焼 しやすい物との隔離 の状況を、目視等に より検査する。

別表第三（第四十四条の五第一項関係）	2・3 (略)	二十一～四十一
	(略)	置の状況を、目視等 又は図面により検査 するとともに、燃焼 しやすい物との隔離 の状況を、目視等に より検査する。

<p>検査項目</p>	<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一〇十九の四</p> <p>(略)</p> <p>二十 第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房</p>
<p>保安検査の方法</p>	<p>一〇十九の四 (略)</p> <p>二十 危険工室内の暖房設備について、火薬類の爆発又は発火</p>
<p>検査項目</p>	<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一〇十九の四</p> <p>(略)</p> <p>二十 第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房</p>
<p>保安検査の方法</p>	<p>一〇十九の四 (略)</p> <p>二十 危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火</p>

<p>2 3 4</p> <p>(略)</p>	<p>設備</p> <p>二十一～四十一</p>
	<p>を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>二十一～四十一</p> <p>(略)</p>
<p>2 3 4</p> <p>(略)</p>	<p>装置</p> <p>二十一～四十一</p>
	<p>を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>二十一～四十一</p> <p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第七十五条第五号（専修学校の特定専門課程に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に専修学校の特定専門課程に入学した者について適用し、同日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る火薬類製造保安責任者試験の受験者の区分については、なお従前の例による。